

経済産業省  
環境省 令第 号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、割当量口座簿の運営等に関する省令を定める。

平成十九年 月 日

経済産業大臣 甘利 明

環境大臣 若林 正俊

割当量口座簿の運営等に関する省令

（用語）

第一条 この省令で使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（以下「令」という。）で使用する用語の例による。

（割当量口座簿の記録事項）

第二条 法第三十一条第三項第一号の環境省令・経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 一の管理口座ごとに付される口座の番号（以下「口座番号」という。）
  - 二 口座名義人の名称、代表者の氏名及び本店等の所在地の英語による表記
  - 三 口座名義人の電話番号その他の連絡先
  - 四 算定割当量の管理を行う部署の名称、住所及び電話番号その他の連絡先
- （管理口座の開設の申請）

第三条 法第三十二条第三項の申請書の様式は、様式第一のとおりとする。

2 法第三十二条第三項の環境省令・経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 管理口座の開設を受けようとする内国法人の名称、代表者の氏名及び本店等の所在地の英語による表  
記

- 二 管理口座の開設を受けようとする内国法人の電話番号その他の連絡先

- 三 算定割当量の管理を行う部署の名称、住所及び電話番号その他の連絡先

- 3 法第三十二条第四項の規定により申請書に添付しなければならない書類は、管理口座の開設を受けようとする内国法人の印鑑証明書とする。

(変更の届出)

第四条 法第三十三条第一項の届出は、様式第二による届出書によってしなければならない。

2 法第三十三条第一項の環境省令・経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 口座名義人の名称、代表者の氏名及び本店等の所在地の英語による表記

二 口座名義人の電話番号その他の連絡先

三 算定割当量の管理を行う部署の名称、住所及び電話番号その他の連絡先

3 第一項の届出書には口座名義人の登記事項証明書及び印鑑証明書を添付しなければならない。ただし、

変更に係る事項が前項第三号に掲げる事項のみである場合には、登記事項証明書を添付することを要しない。

(算定割当量の振替の申請)

第五条 法第三十四条第二項の申請は、様式第三の申請書によってしなければならない。

2 前項の申請書には、申請を行う口座名義人の登記事項証明書及び印鑑証明書を添付しなければならない。

(申請による算定割当量の振替を行わない場合)

第六条 法第三十四条第四項及び第五項の環境省令・経済産業省令で定める場合は、令第八条に規定する算定割当量についての処分の制限に関する事項の記録がある場合とする。

（官庁又は公署の嘱託による算定割当量の振替）

第七条 法第三十四条第二項から第五項までの申請による算定割当量の振替の手続に関する規定は、同条第七項の官庁又は公署の嘱託による算定割当量の振替の手続に準用する。

（信託の記録の申請）

第八条 令第九条第一項の申請（同項第四号に掲げる場合を除く。）は、様式第四の申請書によってしなければならない。

2 前項の申請書には、申請を行う口座名義人の登記事項証明書及び印鑑証明書並びに当該申請の原因を証明する書面を添付しなければならない。

（信託の記録の抹消の申請）

第九条 令第十二条第一項の申請（同項第三号に掲げる場合を除く。）は、様式第五の申請書によってしなければならない。

2 前項の申請書には、申請を行う口座名義人の登記事項証明書及び印鑑証明書並びに当該申請の原因を証明する書面を添付しなければならない。

(受託者の更迭があつた場合の申請)

第十条 令第十四条第一項の申請は、様式第六の申請書によつてしなければならない。

2 前項の申請書には、申請を行う口座名義人の登記事項証明書及び印鑑証明書を添付しなければならない。

(受託者の解任)

第十一条 環境大臣及び経済産業大臣は、裁判所又は主務官庁(その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。)が受託者を解任した場合において、令第十六条の規定による嘱託に基づく信託の記録の変更をするときは、受託者を解任した旨及び当該解任した旨の記録をする年月日を記録するものとする。

(信託の記録の変更の申請)

第十二条 令第十八条の申請は、様式第七の申請書によつてしなければならない。

2 前項の申請書には、申請を行う口座名義人の登記事項証明書及び印鑑証明書並びに当該申請の原因を証

明する書面を添付しなければならない。

( 割当量口座簿に記録されている事項の証明の請求 )

第十三条 法第四十条の請求は、様式第八の請求書によってしなければならない。

2 前項の請求書には、口座名義人の登記事項証明書及び印鑑証明書を添付しなければならない。

3 環境大臣及び経済産業大臣は、第一項の請求があつた場合において、遅滞なく、当該請求に係る割当量口座簿に記録されている事項を証明した書面を交付するものとする。

( 管理口座の廃止の申請 )

第十四条 口座名義人は、自己の管理口座に記録されている算定割当量について、その全部を他の管理口座又は他の締約国に存在する口座に移転した場合には、自己の管理口座の廃止を申請することができる。

2 前項の申請は、様式第九の申請書によってするものとする。

3 前項の申請書には、口座名義人の登記事項証明書及び印鑑証明書を添付するものとする。

4 環境大臣及び経済産業大臣は、第一項の申請があつた場合には、当該申請に係る管理口座を廃止するものとする。

(割当量口座簿による情報の開示)

第十五条 環境大臣及び経済産業大臣は、国際的な決定に基づき、次に掲げる事項を公表するものとする。

一 管理口座の口座番号

二 管理口座の口座名義人の名称、住所、電話番号及びファクシミリ番号

三 算定割当量の管理を行う部署の名称、電話番号及び電子メールアドレス

(振替に係る手数料を免除する場合)

第十六条 環境大臣及び経済産業大臣は、法第三十四条第二項の振替の申請をする者が国の管理口座に無償で算定割当量を移転する旨を示した場合には、当該振替の申請に係る法第四十四条の手数料を免除するものとする。

## 附 則

この省令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十七号)の施行の日(平成十九年三月一日)から施行する。

収入印紙  
（消印しては  
ならない）

管理口座の開設申請書

年 月 日

環境大臣 殿  
経済産業大臣 殿

申請者 住所  
名称及び代表者の氏名 印

地球温暖化対策の推進に関する法律第三十二条第三項の規定により、管理口座の開設について、次のとおり申請します。

管理口座の開設を受けようとする内国法人の名称及び電話番号その他の連絡先		
(ふりがな) 内国法人の名称	-----	
英語による表記		
電話番号		
国際電話番号		
ファクシミリ番号		
国際ファクシミリ番号		
本店等の所在地		
郵便番号		都道府県名
市区町村名		
市区町村以下		
英語による表記		
代表者の氏名		
(ふりがな) 代表者の氏名	-----	
英語による表記		
算定割当量の管理を行う部署の名称、住所及び電話番号その他の連絡先		
部署の名称		
郵便番号		都道府県名
市区町村名		
市区町村以下		
電話番号		
電子メールアドレス		

備考 申請書の用紙の大きさは日本工業規格 A4 とすること。

様式第二（第四条関係）

口座名義人の名称等変更届出書

年 月 日

環境大臣 殿  
経済産業大臣 殿

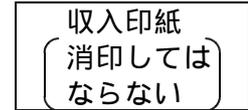
届出者 住所  
名称及び代表者の氏名 印

口座名義人の名称等に変更があったので、地球温暖化対策の推進に関する法律第三十三条第一項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更を求める管理口座	
口座番号	
ユーザーID	
口座名義人の名称及び電話番号その他の連絡先	
(ふりがな) 口座名義人の名称	-----
英語による表記	
電話番号	
国際電話番号	
ファクシミリ番号	
国際ファクシミリ番号	
本店等の所在地	
郵便番号	都道府県名
市区町村名	
市区町村以下	
英語による表記	
代表者の氏名	
(ふりがな) 代表者の氏名	-----
英語による表記	
算定割当量の管理を行う部署の名称、住所及び電話番号その他の連絡先	
部署の名称	
郵便番号	都道府県名
市区町村名	
市区町村以下	
電話番号	
電子メールアドレス	

備考

- (1) 変更がない部分も含め、すべて記入すること。
- (2) 届出書の用紙の大きさは日本工業規格 A4 とすること。



算定割当量の振替申請書

年 月 日

環境大臣 殿  
経済産業大臣 殿

申請者 住所  
名称及び代表者の氏名 印

地球温暖化対策の推進に関する法律第三十四条第二項の規定により、算定割当量の振替について、次のとおり申請します。

振替元口座	
口座番号	
(ふりがな)	-----
口座名義人の名称	

振替先口座	
口座番号	
(ふりがな)	-----
口座名義人の名称	
備考	

国の管理口座への移転の場合においては、取消し（国際的な決定に基づき、算定割当量を京都議定書第三条に基づく約束の履行に用いることができない状態にすることをいう。）を目的とする移転又は償却（国際的な決定に基づき、算定割当量を京都議定書第三条に基づく約束の履行に用いることとすることをいう。）を目的とする移転の別を備考欄に記入することができる。また、補填（京都議定書第十二条1に規定する低排出型の開発の制度における新規植林又は再植林事業に関する国際的な決定（以下「新規植林又は再植林事業に関する国際的な決定」という。）に基づき、新規植林又は再植林事業により認証された算定割当量と同じ数量の算定割当量を京都議定書第三条に基づく約束の履行に用いることができない状態にすることをいう。）を目的とする移転をする場合には、その旨を備考欄に記入することとする。なお、無償で国の管理口座に算定割当量を移転する場合には、その旨も併記することとする。

振替に係る算定割当量の種別ごとの数量及び識別番号			
算定割当量の種別	数量 (t-CO2)	識別番号	
			~
			~
			~
			~
			~
			~
			~
			~
			~

算定割当量の種別欄には、AAU（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第二条第六項第一号に規定する割当量をいう。）、RMU（法第二条第六項第二号又は第五号に

規定する割当量をいう。) ERU (法第二条第六項第三号に規定する排出削減単位をいう。)、tCER (法第二条第六項第四号に規定する認証された排出削減量のうち、新規植林又は再植林事業に関する国際的な決定に基づき Temporary CER とされた排出削減量をいう。)、ICER (法第二条第六項第四号に規定する認証された排出削減量のうち、新規植林又は再植林事業に関する国際的な決定に基づき Long-term CER とされた排出削減量をいう。) 又は CER (法第二条第六項第四号に規定する認証された排出削減量のうち、tCER 及び ICER 以外のものをいう。) の別を記入すること。

備考 申請書の用紙の大きさは日本工業規格 A4 とすること。

信託の記録申請書

年 月 日

環境大臣 殿  
経済産業大臣 殿

申請者 住所  
名称及び代表者の氏名 印

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第九条第一項の規定により、信託の記録について、次のとおり申請します。

受託者の管理口座	
口座番号	
(ふりがな)	
口座名義人の名称	-----

信託の記録に係る算定割当量の種別ごとの数量及び識別番号		
算定割当量の種別	数量 (t-CO2)	識別番号
		~
		~
		~
		~
		~
		~
		~
		~
		~
		~

算定割当量の種別欄には、AAU（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第二条第六項第一号に規定する割当量をいう。）、RMU（法第二条第六項第二号又は第五号に規定する割当量をいう。）ERU（法第二条第六項第三号に規定する排出削減単位をいう。）、tCER（法第二条第六項第四号に規定する認証された排出削減量のうち、新規植林又は再植林事業に関する国際的な決定に基づき Temporary CER とされた排出削減量をいう。）、ICER（法第二条第六項第四号に規定する認証された排出削減量のうち、新規植林又は再植林事業に関する国際的な決定に基づき Long-term CER とされた排出削減量をいう。）又は CER（法第二条第六項第四号に規定する認証された排出削減量のうち、tCER 及び ICER 以外のものをいう。）の別を記入すること。

信託の記録に係る事項	
委託者の氏名又は名称	
委託者の住所又は居所	
受託者の名称	
受託者の住所	
受益者の氏名又は名称	
受益者の住所又は居所	
信託管理人の氏名又は名称	
信託管理人の住所又は居所	
信託の目的	
信託財産の管理の方法	

信託の終了の事由	
その他の信託の条項	

備考 申請書の用紙の大きさは日本工業規格 A4 とすること。

信託の記録の抹消申請書

年 月 日

環境大臣 殿  
 経済産業大臣 殿

申請者 住所  
 名称及び代表者の氏名 印

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第十二条第一項の規定により、信託の記録の抹消について、次のとおり申請します。

受託者の管理口座	
口座番号	
(ふりがな)	
口座名義人の名称	-----

信託の記録の抹消に係る算定割当量の種別ごとの数量及び識別番号		
算定割当量の種別	数量 (t-CO <sub>2</sub> )	識別番号
		~
		~
		~
		~
		~
		~
		~
		~
		~
		~
		~

算定割当量の種別欄には、AAU（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第二条第六項第一号に規定する割当量をいう。）、RMU（法第二条第六項第二号又は第五号に規定する割当量をいう。）ERU（法第二条第六項第三号に規定する排出削減単位をいう。）、tCER（法第二条第六項第四号に規定する認証された排出削減量のうち、新規植林又は再植林事業に関する国際的な決定に基づき Temporary CER とされた排出削減量をいう。）、ICER（法第二条第六項第四号に規定する認証された排出削減量のうち、新規植林又は再植林事業に関する国際的な決定に基づき Long-term CER とされた排出削減量をいう。）又は CER（法第二条第六項第四号に規定する認証された排出削減量のうち、tCER 及び ICER 以外のものをいう。）の別を記入すること。

備考 申請書の用紙の大きさは日本工業規格 A4 とすること。

収入印紙  
（消印しては  
ならない）

受託者の更迭による算定割当量の振替等申請書

年 月 日

環境大臣 殿  
経済産業大臣 殿

申請者 住所  
名称及び代表者の氏名 印

受託者の更迭があったので、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第十四条第一項の規定により、次のとおり申請します。

前受託者の管理口座	
口座番号	
（ふりがな）	
口座名義人の名称	

新受託者の管理口座	
口座番号	
（ふりがな）	
口座名義人の名称	

振替等に係る算定割当量の種別ごとの数量及び識別番号		
算定割当量の種別	数量 (t-CO2)	識別番号
		~
		~
		~
		~
		~
		~
		~
		~
		~
		~

算定割当量の種別欄には、AAU（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第二条第六項第一号に規定する割当量をいう。）、RMU（法第二条第六項第二号又は第五号に規定する割当量をいう。）、ERU（法第二条第六項第三号に規定する排出削減単位をいう。）、tCER（法第二条第六項第四号に規定する認証された排出削減量のうち、新規植林又は再植林事業に関する国際的な決定に基づき Temporary CER とされた排出削減量をいう。）、ICER（法第二条第六項第四号に規定する認証された排出削減量のうち、新規植林又は再植林事業に関する国際的な決定に基づき Long-term CER とされた排出削減量をいう。）又は CER（法第二条第六項第四号に規定する認証された排出削減量のうち、tCER 及び ICER 以外のものをいう。）の別を記入すること。

信託の記録に係る事項	
委託者の氏名又は名称	
委託者の住所又は居所	

新受託者の名称	
新受託者の住所	
受益者の氏名又は名称	
受益者の住所又は居所	
信託管理人の氏名又は名称	
信託管理人の住所又は居所	
信託の目的	
信託財産の管理の方法	
信託の終了の事由	
その他の信託の条項	

備考 申請書の用紙の大きさは日本工業規格 A4 とすること。

様式第七（第十二条関係）

信託の記録の変更申請書

年 月 日

環境大臣 殿  
経済産業大臣 殿

申請者 住所  
名称及び代表者の氏名 印

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第十八条の規定により、信託の記録の変更について、次のとおり申請します。

受託者の管理口座	
口座番号	
(ふりがな)	
口座名義人の名称	

信託の記録の変更に係る算定割当量の種別ごとの数量及び識別番号		
算定割当量の種別	数量 (t-CO2)	識別番号
		~
		~
		~
		~
		~
		~
		~
		~
		~
		~
		~

算定割当量の種別欄には、AAU（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第二条第六項第一号に規定する割当量をいう。）、RMU（法第二条第六項第二号又は第五号に規定する割当量をいう。）、ERU（法第二条第六項第三号に規定する排出削減単位をいう。）、tCER（法第二条第六項第四号に規定する認証された排出削減量のうち、新規植林又は再植林事業に関する国際的な決定に基づき Temporary CER とされた排出削減量をいう。）、ICER（法第二条第六項第四号に規定する認証された排出削減量のうち、新規植林又は再植林事業に関する国際的な決定に基づき Long-term CER とされた排出削減量をいう。）又は CER（法第二条第六項第四号に規定する認証された排出削減量のうち、tCER 及び ICER 以外のものをいう。）の別を記入すること。

信託の記録に係る事項	
委託者の氏名又は名称	
委託者の住所又は居所	
受託者の名称	
受託者の住所	
受益者の氏名又は名称	
受益者の住所又は居所	
信託管理人の氏名又は名称	
信託管理人の住所又は居所	
信託の目的	

信託財産の管理の方法	
信託の終了の事由	
その他の信託の条項	

備考 申請書の用紙の大きさは日本工業規格 A4 とすること。



様式第九（第十四条関係）

管理口座の廃止申請書

年 月 日

環境大臣 殿  
経済産業大臣 殿

申請者 住所  
名称及び代表者の氏名 印

割当量口座簿の運営等に関する省令第十四条第一項の規定により、管理口座の廃止について、次のとおり申請します。

口座番号	
ユーザーID	
(ふりがな) 口座名義人の名称	-----

備考 申請書の用紙の大きさは日本工業規格 A4 とすること。